

主 文

原判決中、業務上過失致死罪に関する部分および銃砲刀剣類所持等取締法違反の点に関する部分を破棄する。

被告人を原判示業務上過失致死罪および当審認定の銃砲刀剣類所持等取締法違反の罪につき懲役八月に処する。

押収にかかるライフル銃一挺（当庁昭和四二年押第六七号の一の一）を没収する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

原判決中、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律違反の点に関する本件控訴を棄却する。

理 由

本件控訴の趣意は、仙台地方検察庁大河原支部検察官事務取扱検事山室章名義の控訴趣意書に記載されたとおりであり、これに対する答弁は、弁護人菅原弘毅名義の答弁書に記載されたとおりであるから、いずれもこれを引用する。

控訴趣意第一点（事実誤認の主張）について

原判決は、被告人の原判示業務上過失致死罪の所為を認定するにあたり、被告人が原判示ライフル銃を発射した動機ないし射撃目標に関し、被告人が原判示ライフル銃を発射したのはその着弾距離を試みるためであり、原判示A川堤防上の発射地点より約二〇六メートル離れた対岸の二本の樹木のほぼ中間で地上からの目測三、四メートル附近を目標（右附近の枝には数羽のからすがとまっていた）として発射したものである旨認定判示し、かつ、本件公訴事実中、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律違反の点および銃砲刀剣類所持等取締法違反の点については、前者につきからずをねらつてライフル銃を使用して捕獲したとの点、後者につきライフル銃を鳥類捕獲に使用したとの点につきこれを認めるに足る証拠が十分でない旨説示して、いずれも無罪の言渡しをしているのであるが、原判決の挙示する各証拠および記録中の司法警察員作成にかかるライフル銃発射地点の確認についてと題する書面ならびに当審における証人Bの供述を総合すると、被告人は、かねて乙種狩猟免許と原判示ライフル銃の所持許可を受けていたものであるところ、原判示日時頃原判示A川堤防上において、その頃被告人が新たに買い入れた装薬銃たる原判示ライフル銃の殺傷能力等の威力を確認すべく、狩猟の目的をもつて、A川下流約一一五メートルの川岸附近にいたからずをねらつて原判示ライフル銃を発射し、さらに、約二〇六メートル離れた対岸の二本の樹木のほぼ中間で地上からの目測三、四メートル附近の枝にとまっていた数羽のからすがをねらつて同銃を発射したものであることが明らかであり（なお、後者の弾丸をして、発射地点より約四六二メートル離れた麦畑で農作業中の被害者Cに命中させるに至つたものであることは、原判示のとおりである。）被告人の原審公判廷における供述中、右認定に副わない部分は、関係各証拠と対比してにわかに措信することができないから原判決は、右の限度において、事実の認定を誤つたものといわなければならない。

ところで、論旨は、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律違反の公訴事実につき、同法に規定する鳥獣の「捕獲」とは、鳥獣を自己の実力支配内に入れようとする一切の行為を指し、実際に鳥獣を自己の実力支配内に入れえたか否かを問わないものと解すべきであるから、被告人が、右のように、二回にわたり、からずをねらつて装薬銃たるライフル銃を発射した行為は、同法律第一条ノ四第三項、同法律施行規則第三条第二項に違反し、同法律第二二条第二号に該当するものである旨主張する。鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第一条ノ四第三項は、「農林大臣又ハ都道府県知事ハ狩猟鳥獣ノ保護蕃殖ノ為必要ト認ムルトキハ狩猟鳥獣ノ種類、区域、期間又ハ獵法ヲ定メ其ノ捕獲ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得」と規定し、これを受けて、同法律施行規則第三条第二項は、「狩猟鳥類は、わな又は装薬銃たるライフル銃を使用する方法を用いて捕獲してはならない。」旨規定し、さらに、右の違反行為に対する罰則が同法律第二二条第二号に定められていることは所論の指摘するとおりであく要旨る。しかしながら、右法条の立法目的が、その規定上からも明らかなように狩猟鳥獣の保護繁殖をはかる点く要旨にあることから考えて、また、捕獲なる文言の一般通常の用法にも徴すると、右法条にいわゆる捕獲とは、狩猟鳥獣を現実に自己の実力支配内に入れうる状態を生じさせたことを意味するものと解するのが相当であつて、すでにこれに対し銃砲を発射するなどして狩猟行為に及んだとしても、右の状態を生じさせるに至らない場合には、右行為は捕獲のいわば未遂行為であるにすぎないものとして、いまだ右罰則の適用を受けないものと解すべきである。所論引用の判例は、同法律第一条違反の行為にかかるもので同条が、所掲各場所の平穩静





ものと認められるので、前記の刑期範囲内において被告人を懲役八月に処し、押収にかかるライフル銃一挺（当庁昭和四二年押第六七号の一の一）は、被告人が本件各犯行の用に供したもので、被告人の所有に属するものと認められるから、刑法第十九条第一項第二号、第二項本文によりこれを没収し、当審における訴訟費用は刑事訴訟法第一八一条第一項本文によりこれを被告人に負担させることとし、主文のとおり判決する。

（裁判長判事 有路不二男 判事 西村法 判事 桜井敏雄）